

アイコンの見方

📄 申し込み 📄 詳細 📞 電話番号 🏠 ホームページアドレス

本文中に記載されている元号については、平成31年以降の年も平成の元号で表示しています

介護保険サービスの利用支援

📄 介護福祉課 📞 (32)6342

※下記の制度はいずれも申請が必要になります

① 民間等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

市町村民税非課税世帯で、世帯収入や預貯金などが一定条件に当てはまる方が、社会福祉法人以外の指定事業所の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
訪問介護 (予防訪問介護相当サービスを含む)	サービスに係る利用者負担額、食費、部屋代に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の部屋代のみ全額
通所介護 (予防通所介護相当サービス、地域密着型を含む)		
短期入所生活介護 (予防を含む)		

② 社会福祉法人等介護保険サービス利用者負担額軽減制度

①と同様の条件に当てはまる方が、社会福祉法人の提供するサービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます

対象サービス	軽減対象費用	軽減割合
① 訪問介護 (予防訪問介護相当サービスを含む)	サービスに係る利用者負担額、食費、部屋代に係る利用者負担額	25% ・利用者負担段階が第1段階の方は50% ・生活保護受給者は個室の部屋代のみ全額
② 通所介護 (予防通所介護相当サービスを含む)		
③ 短期入所生活介護 (予防を含む)		
④ 地域密着型通所介護		
⑤ 小規模多機能型居宅介護 (予防を含む)		
⑥ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
⑦ 介護老人福祉施設		

※利用者負担第2段階の方の⑤、⑥、⑦の利用者負担額については、軽減対象外となります

③ 高額介護（予防）サービス費

世帯内での利用者負担額（月額）が下表の上限額を超えたときは、その超えた額が払い戻されます

なお、**利用料を支払ってから2年が経過すると払い戻しを受ける権利がなくなります**

<高額サービス費上限額>

区 分	利用者負担上限額
生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	個人15,000円
世帯全員が市町村民税非課税の方	世帯24,600円
課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方 老齢福祉年金の受給者	個人15,000円
世帯のどなたかが市町村民税課税の方	世帯44,400円(※)
現役並み所得相当の世帯の方	世帯44,400円

(※) 同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円の上限が設けられます（平成29年8月から3年間の時限措置）

④ 特定入所者介護（予防）サービス費

介護保険施設への入所や、ショートステイ利用時の食費・部屋代について、下表のように所得状況に応じて軽減されます。一定以上の資産がある場合や、世帯が違っていても配偶者が課税の場合は対象になりません

<利用者負担段階と負担限度額【日額】>

利用者負担段階	食費の限度額	部屋代の限度額		
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室・従来型個室	多床室
第1段階 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・生活保護の受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者	300円	820円	490円 (320円)	0円
第2段階 ・世帯全員が市町村民税非課税で、公的年金収入額(非課税年金を含む)と合計所得金額の合計が80万円以下の方	390円	820円	490円 (420円)	370円
第3段階 ・世帯全員が市町村民税非課税で、第2段階に該当しない方	650円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※()内は特別養護老人ホームに入所またはショートステイを利用した場合の従来型個室の額

後期高齢者医療制度のお知らせ

📄 ① 北海道後期高齢者医療広域連合 📞 011(290)5601 ②③ 市高齢者医療課 📞 (32)6414

① 後期高齢者医療保険料について

- 保険料率の変更されます
(北海道後期高齢者医療広域連合で決定しています)
- 国の制度変更に伴い、保険料の軽減などが変わります
(1) 均等割額の年額・軽減【2・5割軽減の範囲が拡大されます】

	改定前平成28・29年度	改定後平成30・31年度
均等割	49,809円	50,205円
所得割	10.51%	10.59%

前年の所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	28・29年度均等割の年額	30・31年度均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円(年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割	4,980円	5,020円
33万円	8.5割	7,471円	7,530円
33万円+(27万円×世帯の被保険者数) ↓ 33万円+(27万5千円×世帯の被保険者数)	5割	24,904円	25,102円
33万円+(49万円×世帯の被保険者数) ↓ 33万円+(50万円×世帯の被保険者数)	2割	39,847円	40,164円

(2) 所得割の軽減割合が変わります

所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	2割軽減	→	軽減なし
------------------------	------	---	------

(3) 被扶養者の軽減割合が変わります

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方	均等割	7割軽減	→	5割軽減
---------------------------------	-----	------	---	------

※市町村の国民健康保険などは含まれません

② 後期高齢者医療保険料の納入通知書を郵送します

30年度分の納入通知書を、6月中旬に被保険者へ郵送しますので、納入期限までに納めてください

③ 「被保険者証と減額認定証」の簡易書留での送付を希望する方へ

8月1日から使用する被保険者証と減額認定証(該当者のみ)を、7月下旬までに被保険者へ送付します。簡易書留での送付を希望する方は申し込んでください

📄 7月6日(金)までに直接またははがき、封書(必着)で「簡易書留希望」と明記し、住所、被保険者氏名(世帯に被保険者が複数いる場合は全員)、電話番号を記入し高齢者医療課へ

※簡易書留郵便は受け取りの際に受領印が必要で、電話での申し込みはできません